

電力の小売り全面自由化に伴う 契約トラブルにご注意を!!

～複雑な割引制度に関する相談・苦情が全国で多数寄せられています～

4月1日から始まった家庭向け電力小売全面自由化により、家庭や商店を含むすべての消費者が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになりました。

電力小売全面自由化では、新たに太陽光パネルや電気温水器、スマートメーターなどの**新たな機器を購入する必要はありません**が、これらの機器の押し売りによる消費生活相談窓口への相談・苦情が急増しています。

また、電力小売全面自由化の料金メニューは、ガスや電話料金・ガソリンなど、業界の垣根を超えており複雑な仕組みでわかりづらい部分が多いので、契約するときは次の点に注意しましょう。

1 契約する小売電気事業者が登録された事業者であるか確認しましょう。事業者の確認は、経済産業省のホームページ、もしくは専用ダイヤル(0570-028-555)で確認できます。



2 「料金が必ず安くなる」といった勧誘には気をつけ、ご家庭の使用量に照らした料金比較になっているかを確認しましょう。



3 契約期間や、途中解約、割引の条件は、事業者からよく話を聞き、詳しく確認してから契約するよにしましょう。



4 太陽光パネル、電気温水器、蓄電池などの機器や電力の新料金を訪問販売・電話勧誘販売で申込をした場合は、法定書面を受け取った日から起算して8日以内であればクーリング・オフができます。



●相談連絡先 電力自由化専用ナビダイヤル
消費者ホットライン
県民生活相談センター
警察安全相談室
役場環境経済課 消費生活相談窓口

☎(0570)028-555
☎188(いやや!) または、☎(0570)064-370
☎277-1003
☎#9110 または、☎272-9110
☎388-1301

(専門相談員による相談も行っています。<29ページ参照>)